

名古屋市在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置購入補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 名古屋市在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置購入補助については、名古屋市補助金等交付規則(平成17年名古屋市規則第187号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、在宅で人工呼吸器を使用する障害児者及び難病患者等（以下「障害者等」という。）が災害発生時においても安心して生活を送ることができるよう、生命を維持するために必要な非常用電源装置の購入に関する費用を補助することについて必要な事項を定める。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者は、名古屋市の住民基本台帳に住民登録がある者で、かつ、在宅で人工呼吸器を常時使用している者とする。ただし、補助を希望する障害者等（18歳未満の場合は、児童福祉法第6条の規定による保護者）について、申請のあった月の属する年度（4月から6月までの間にあっては、前年度）の市町村民税所得割額が46万円以上の場合は補助対象外とする。

(補助対象の用具)

第4条 補助の対象となる品目は、別表1に挙げるものとする。

2 補助する非常用電源装置は各品目1製品のみとし、前回の支給日から別表1の「耐用年数」に規定する期間（以下「耐用年数」という。）を満了しない場合は、補助対象外とする。また、耐用年数満了後であっても、当該非常用電源装置が使用できる場合は、再補助対象外とする。

3 非常用電源装置の仕様は別表1に定めるとおりとする。

4 非常用電源の納品に付属する配送費用も補助対象とする。

5 第1項については、診療報酬の対象となったものは除く。

(補助額)

第5条 この補助金は予算内で交付する。補助額は、別表1に規定する補助基準額から別表2に定める各区分の自己負担額を差し引いた金額を上限とする。

(費用の負担)

第6条 支給対象者が負担する額（以下「自己負担額」という。）は、別表2で定めるところにより、算出した額とする。なお、補助の対象となる用具の購入に係る費用が別表1に掲げる補助基準額を上回るときは、自己負担額に加え、購入に要する費用と補助基準額の差額についても負担するものとする。

(補助の申請)

第7条 本事業の補助を申請する者（以下「申請者」という。）は、非常用電源装置の購入前に次の各号に掲げる書類を市長に提出し、支給の決定を受けなければならない。

- (1) 名古屋市在宅人工呼吸器非常用電源装置費支給申請書（第1号様式）
- (2) メーカー、小売店等の事業者が作成した見積書
- (3) 申請をする非常用電源装置の仕様が確認できるもの
- (4) 在宅で人工呼吸器を常時使用していることが確認できるもの

(支給の決定)

第8条 市長は、前条に基づく申請を受けたときは、申請者の同意に基づき、必要に応じて、申請者が属する世帯の経済状況、身体状況、家庭環境及び住宅環境等について、調査することができる。

- 2 市長は、前条第1項2号で定める見積書に不明な点がある場合は、作成した事業者を確認又は調査することができる。
- 3 市長は、補助を行うことが決定されたときは名古屋市在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置費支給券（第2号様式。以下「支給券」という。）により、その申請を却下することが決定されたときは名古屋市在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置費支給却下決定通知（第3号様式）により、それぞれ当該申請者に通知しなければならない。
- 4 この補助において、前条に基づく申請の取り下げは、前項に定める通知を受領した日から30日以内に、補助を申請した者（その者が死亡した場合にあっては相続人間の協議により選任された代表者）が、その理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(決定内容の変更)

第9条 前条第3項の規定により支給券の交付を受けた者が、当該決定内容の一部を変更する場合は、市長に第7条第1項第2号で定める見積書を提出し、再度交付の決定を受けなければならない。また、購入を中止しようとするときは、市長に取下書を提出しなければならない。

(費用の支払い)

第10条 支給券の交付を受けた障害者等又は保護者（以下「支給対象者等」という。）は、第6条の規定により定められた自己負担額を事業者へ支払わなければならない。

(費用の請求)

第11条 支給対象者等は非常用電源装置費の請求方法については、支給対象者等か

ら委任を受けた事業者による代理受領とする。

- 2 代理受領により非常用電源装置費の請求をする際には、支給対象者等は、支給券を事業者に提出しなければならない。
- 3 事業者は、非常用電源装置の引渡しの際には、支給対象者等から利用者負担額についての支払を受けた場合は、領収書を発行しなければならない。
- 4 事業者は、請求書に支給券、前項の領収書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(用品の管理)

第12条 支給対象者等は、当該非常用電源装置を譲渡、交換、貸付、転売又は担保に供してはならない。また、非常用電源装置の使用方法や保管について適正に管理しなければならない。

- 2 支給対象者等が前項に違反した場合、市長は、当該補助に要した費用の全部又は一部をその者から返還させることができる。
- 3 故障等により使用できなくなった非常用電源装置については、支給対象者等の責任で適切に廃棄しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱の実施について、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月7日より施行する。

別表1 非常用電源装置の品目・仕様等

| 品目 | 性能要件 | 耐用年数 | 補助基準額 (配送費用を含む) |
|---------------------------|---|------|--------------------|
| 正弦波インバーター 発電機 | 障害者等又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの | 10年 | 120,000円 |
| ポータブル電源 (蓄電池) | 障害者等又は介助者が容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの | 5年 | 65,000円 |
| カーインバーター (DC/ACインバーター) | 障害者等又は介助者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に変換する装置で、定格出力が300W以上のもの | 5年 | 45,000円 |

<留意事項>

1 補助の対象外となる場合

- (1) 擬似正弦波(矩形波、補正正弦波)の製品は補助の対象外となります。
- (2) 非常用電源装置の維持に要する経費(ガソリン、カセットガスボンベやエンジンオイル等の購入費などを含む点検・整備費などの費用)については、補助の対象外となります。
- (3) ポータブル電源(蓄電池)については、診療報酬の対象となったものは補助対象外です。
- (4) 支給決定前に購入したものは、補助の対象外です。

2 注意・確認事項

- (1) 特に、海外製の製品の場合には、次のことを確認してください。
 - ・日本語の取扱説明書が添付されていること
 - ・電気用品安全法の適合検査に適合した(PSEマークが付いている)製品であること
- (2) 直接、医療機器に繋げて使用すると故障する可能性がありますので、必ず、外付けの専用バッテリーに充電してから使用するなど対策を講じてください。特に、ポータブル電源(蓄電池)、カーインバーター(DC/ACインバーター)については、市販されている製品のほとんどが、精密医療機器に使用した場合の動作保証までは行っておりませんので注意が必要です。
- (3) 配送費用について、複数品目に対する配送費用であり、品目ごとの配送費用が明確ではない場合は、配送費用を各品目の見積額で案分したものを各品目の配送費用とする。

別表2 費用徴収基準

| 所得区分 | 自己負担額 |
|--|----------|
| 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） 及び当該年度分の市町村民税非課税世帯 | 0円 |
| 一般世帯 （当該年度分の市町村民税課税世帯） | 補助基準額の1割 |

- 1 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む）をいう。
- 2 この表において「世帯」とは、障害者等が属する住民基本台帳上の世帯をいう。
- 3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援助成受給世帯の所得区分認定については、この表中の被保護世帯とみなして取扱う。
- 4 補助対象者が負担する額について1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 5 市町村民税が非課税の者とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。平成24年6月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の適用に係る取扱いについて」の適用により市町村民税を課されない人を含む。）とする。